

国立大学アーカイブズの設置根拠および目的・業務規定に  
ついての分析

菅 真城

はじめに

一 国立大学アーカイブズの設置根拠

1 国立大学法人化以前

2 国立大学法人化以降

二 国立大学アーカイブズの目的・業務規定

1 目的・業務の規定の仕方

2 資料の名称

3 収集・整理・保存

収集

整理

保存

4 公開

閲覧

公開

利用に供する

活用

展示

5 調査研究

6 その他

7 情報公開法と個人情報保護法

おわりに

## はじめに

近年、一部の国立大学でアーカイブズの整備が進み、大学アーカイブズ論についても研究の進展がみられる<sup>①</sup>。大学アーカイブズに限らず、組織が設置されているからにはその根拠となる規則があるはずである。また、それらの組織が行う業務も組織の目的にかなったものでなければならぬ。本稿において、国立大学アーカイブズの設置根拠を確認し、その目的に関する規定を分析して、各館の業務について考察する上での前提作業を行おうとするのは、そのためである。自治体アーカイブズの設置条例の比較分析は、鈴江英一「地方文書館における業務の構築について——都道府県立文書館設置条例等の規定を中心とした考察——」<sup>②</sup>においてなされているものの、大学アーカイブズについては、各館の設置規則（規程）の条文の比較検討は未だなされていない。

そこで本稿では、さしあたり考察の対象を業務内容にある種の共通性を見て取れる国立大学に限定し、東京大学史料室、京都大学大学文書館、東北大学史料館、広島大学文書館、名古屋大学大学文書資料室、九州大学大学文書館、北海道大学大学文書館を対象に、各館の設置根拠および目的・業務規定について、比較検討することにする。この作業は、結果的に新しい国立大学アーカイブズを設置するにあたって、その規程を策定する上で何らかの参考になることが期待される。

## 一 国立大学アーカイブズの設置根拠

### 1 国立大学法人化以前

国立大学法人化（二〇〇四年）以前、すなわち国立学校設置法に基づいて設置されていた時代の国立大学には、学部、大学院、附置研究所等のほかに「学内共同教育研究施設」という組織が存在した。文部省令国立学校設置法施行規則第二〇条の三には、「国立大学に、当該大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行なう施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、別表第七の二のとおり、学内共同教育研究施設を置く。」と規定されており、この省令に基づいて設置された施設は「省令施設」と通称され、「学内措置」によって設置された組織とは区別されていた。

法人化以前に設置されていた国立大学アーカイブズは、いずれも大学沿革史編纂終了後の資料保存を主たる目的としたものであった。東北大学記念資料室（一九六三年設置）、東京大学史史料室（一九八七年設置）、九州大学大  
学史料室（一九九二年設置）、名古屋大学史資料室（一九九六年設置）、京都大学大学文書館（二〇〇〇年設置）が  
それであるが、これらはいずれも省令施設ではなく学内措置によるものであった。これらの施設には教員が配置さ  
れていたが、文部（科学）省によって認められた定員ではなく、学内で余っていた定員分を流用するという不安定  
なものであった。<sup>③</sup> 予算面においても概算要求に基づいて文部省から措置されるわけではなく、学内でやりくりをせね  
ばならない不安定なものであった。<sup>④</sup> 中野実<sup>⑤</sup>は東京大学史史料室の課題として「概算要求による独立部局化」を指摘  
していたが、東京大学に限らずいずれの大学でも、概算要求による独立部局化、すなわち学内共同教育研究施設と

なることはできなかつたのである。

さて、ここで公文書館法と国立大学アーカイブズとの関係について述べておこう。昭和六十二年十二月十五日法律第百十五号公文書館法は、第三条で「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」と規定している。当時の国立大学は国の機関であり、したがって公文書館法の適用対象機関であった。しかしながら、公文書館法は国立大学アーカイブズ設置にあたっては何らの作用も及ぼさなかつたのが現実であつた。<sup>6)</sup> なお、法人化後の国立大学は国の機関ではなくなつたので、公文書館法は適用されない。

## 2 国立大学法人化以降

情報公開法の制定や国立大学法人化を受けて、国立大学アーカイブズの新設・改組が進んだ。国立大学法人化に伴い、国立学校設置法および国立学校設置法施行規則は廃止された。各国立大学は独立した法人格を有するようになり、その組織も学内規則によつて規定されるようになった。ただし、概算要求事項による組織か否かという差違は存在する。現在でも国立大学アーカイブズで概算要求事項となつていないものはない。また、「学内措置」による「定員」問題も法人化以前の課題をそのまま引きずつている。

以下、煩雑となるが、各国立大学アーカイブズの設置根拠を確認しておこう。北海道大学文書館は、「国立大学法人北海道大学組織規則」第三十六条において「学内共同教育研究施設等」として位置づけられている。東北大学史料館は、「国立大学法人東北大学組織運営規程」第十九条において「学内共同教育研究施設等」として「学術資源研究公開センター」が位置づけられており、「東北大学学術資源研究公開センター規程」第七条において同

センターの業務組織として史料館が置かれている。名古屋大学大学文書資料室は、「名古屋大学教育研究組織規程」第十条第二項において「教育研究又は管理運営を全学共通に支援する施設として」位置づけられている。「本学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として」（「名古屋大学教育研究組織規程」第十条第一項）の位置づけではない。京都大学大学文書館は、「国立大学法人京都大学の組織に関する規程」第五十条を設置根拠とする組織であり、「学内共同教育研究施設」としては位置づけられていない。広島大学文書館は、「広島大学学則」第十六条において「学内共同教育研究施設」として位置づけられている。九州大学大学文書館は、「九州大学学則」第十三条において「学内共同教育研究施設」として位置づけられている。

学内の位置づけは、「学内共同教育研究施設等」、「学内共同教育研究施設」、その他の学内施設と大学により異なるが、これは国立学校設置法施行規則廃止後各大学において省令施設・学内措置施設の位置づけが異なるためと考えられる。京都大学大学文書館は、「国立大学法人京都大学の組織に関する規程」を設置根拠とするが、「学内共同教育研究施設」ではなく、「その他の学内施設」として位置づけられている。これは、京都大学における「学内共同教育研究施設」は、旧国立学校設置法施行規則に基づく組織と考えられるためである。「京都大学大学文書館規程」は、「京都大学規程集」では「第一編 組織及び運営」の「第十二章 その他の学内組織」に掲載されている。名古屋大学大学文書資料室が「学内共同教育研究施設」でなく「教育研究又は管理運営を全学共通に支援する施設として」位置づけられていることは先にみたとおりであるが、「管理運営」を大学アーカイブズの役割として明記しているのは名古屋大学のみである。「本学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設」と別個に「教育研究又は管理運営を全学共通に支援する施設」が置かれているのは

名古屋大学固有の事情によるものと思われるが、その理由を今ここで明らかにすることはできない。だが、「教育研究又は管理運営を全学共通に支援する施設」には、大学文書資料室の他に学生相談総合センターと留学生相談室がある。共に学生や留学生の相談を目的とする施設であり、管理運営を直接の目的とする施設ではない。とすると、「管理運営を全学共通に支援する施設」とは大学文書資料室のことになる。名古屋大学では『半現用』概念を積極的に活用しながら、大学文書資料室に全学的な文書管理の支援を行わせるという方針を定め<sup>7)</sup>ており、名古屋大学大学文書資料室の機能や役割を考える上で興味深い。名古屋大学に限らず、各国立大学アーカイブズは事務職員の利用を念頭に置き、アーカイブズ設置にあたっては事務の効率化ということをうたっている。しかしながら、他大学の設置根拠では「教育」もしくは「研究」がうたわれているのみである。この点、「名古屋大学教育研究組織規程」という「教育研究組織」を規定する規程において、「教育研究」のみならず「管理運営を全学共通に支援する施設」という位置づけがなされていることは画期的である。「管理運営」のみでなく「教育研究又は管理運営」とあるから教員を配置することも可能である。<sup>8)</sup> 東京大学史料室は、「東京大学基本組織規則」に規定される組織ではなく、「東京大学史料室規則」が設置根拠となっている。

以上、各国立大学アーカイブズの設置根拠を確認してきた。この考察から、東京大学史料室以外は、各大学の組織を規定する規則（規程）が設置根拠となっていることが判明した。組織の根拠を明確にするためには、これらの規則によってアーカイブズ設置の根拠を明示する必要がある。多くの大学では、大学アーカイブズは「学内共同教育研究施設」等として位置づけられているが、東京大学史料室はそのような扱いにはなっていない。現行の『東京大学規則集』において、「東京大学史料室規則」は「第一編 組織運営」の「第二章 委員会等」の箇所に親委員会である「東京大学史料の保存に関する委員会規則」に続いて掲載されている。<sup>9)</sup> 二〇〇〇年段階で同室の中野



実は、「大学史史料室は学内措置による教育研究組織にはなっていない。現在は総務部総務課広報室の一つの施設にすぎない。「東京大学史史料室規則」は『東京大学規則集』の「設備、施設」に分類されている。同じ項目には大講堂利用規則などが収載されている。<sup>10)</sup>と問題点を指摘していた。現在は多少の改善はみられるものの「全学センター」として位置づけられていないのは問題である。

東京大学史史料室は、『東京大学百年史』の刊行終了を受けて、百年史関係資料の整理・保存等を主な目的として一九八七年に設置された。日本の大学アーカイブズの先駆的な組織でありその後の大学アーカイブズ設置にあたって果たした役割も大きなものがあるが、先行して設置された組織であるがゆえか、同室には如上の問題があり、改善する必要がある。今後国立大学アーカイブズを設置して行くにあたっては、それぞれの大学の組織の設置を規定している規則上にアーカイブズを位置づけていかなければならない。現在文書館（仮称）を設置準備中である大阪大学を例にとるなら、大阪大学においては全国共同利用施設を除くセンターは、「国立大学法人大阪大学組織規程」第二三条「本学に本学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次の学内共同教育研究施設を置く。」を設置根拠とし、同条中に施設名が列挙されている。文書館設置にあたっては、この国立大学法人大阪大学組織規程第二三条を改正して、同条の中に文書館を記載する必要がある。

## 二 国立大学アーカイブズの目的・業務規定

本章では、各国立大学アーカイブズの目的規定および業務規定について分析を加える。まず、組織の設置順に当

該規定を示しておく。なお、東北大学史料館は二〇〇六年四月に総合学術博物館・植物園とともに東北大学学術資源研究公開センターの業務組織となり、従前の「東北大学史料館設置規程」は廃止された。しかし、新しい「東北大学学術資源研究公開センター規程」での業務の規定の仕方は至極簡略化されてしまっている。よって本稿では、旧東北大学史料館設置規程を主たる分析の対象としたことをお断りしておく。

・東京大学史史料室（一九八七年四月二十一日設置）

東京大学史史料室規則（昭和六十二年四月二十一日評議会可決）

第二条 史料室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 東京大学百年史編集委員会によつて収集された資・史料の整理及び保管
  - (2) 寄贈資料の受け入れ、整理及び保管
  - (3) 東京大学に関する各種資料・データの収集、整理及び保管
  - (4) 前各号に定めるもののほか、史料室の業務に関し必要と認められる事項
- 2 史料室は、前項に定める資・史料等を別に定めるところにより、東京大学の教職員等に閲覧させることができる。

・京都大学大学文書館（二〇〇〇年十一月一日設置）

京都大学大学文書館規程（平成十六年達示第五十九号、平成十六年四月一日施行）

第一条 京都大学に、京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究を行うため、大学

文書館を置く。

・東北大学史料館（二〇〇〇年十二月一日改組）

東北大学史料館設置規程（平成十二年十月十七日規第五百五十六号、最終改正平成十四年四月一日）

第二条 史料館は、本学の歴史に関係ある記念となる資料を収集し、これを整理保存して、利用に供するとともに、

本学の歴史に関する理解を深め、もって本学及び學術の発展に寄与することを目的とする。

東北大学學術資源研究公開センター規程（平成十八年四月二十六日規第七十一号）

第二条 センターは、東北大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設等として、標本、本学の歴史に関する資料その他の本学が所蔵する學術資料の収集及び保管、第八条に規定する植物園の敷地内に生育する生物資源の保全並びに學術資料及び生物資源に関する研究を行い、もって学内の教育研究に資するとともに、広く一般に公開して社会教育の振興に寄与することを目的とする。

（中略）

第七条 センターに、業務組織として、史料館を置く。

2 史料館は、本学の歴史資料としての価値を有する資料の収集、公開等を行う。

・広島大学文書館（二〇〇四年四月一日設置）

広島大学文書館規則（平成十六年四月一日規則第五十三号、最終改正平成十九年六月二十七日）

第二条 文書館は、広島大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設として、本学にとって重要な文書の整理・

保存並びに大学の歴史に関する資料の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。

・名古屋大学大学文書資料室（二〇〇四年四月一日改組）

名古屋大学大学文書資料室規程（平成十六年四月一日規程第二百二十号、最終改正平成十八年四月十八日）

第一条 名古屋大学（以下「本学」という。）に、本学の半現用及び歴史にかかわる文書並びにその他の記録を管理し、調査研究を行うとともに、本学情報の公開に積極的に対応するため、名古屋大学大学文書資料室（以下「資料室」という。）を置く。

第二条 資料室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 本学の半現用の文書及びその他の記録（以下「大学文書」という。）の管理並びに評価選別に関すること。
- 二 本学の歴史にかかわる文書及びその他の記録（以下「記録史料」という。）の継続的な収集、整理、保存及び活用に関すること。
- 三 大学文書及び記録史料の調査研究に関すること。
- 四 その他大学文書及び記録史料に関すること。

・九州大学大学文書館（二〇〇五年四月一日改組）

九州大学大学文書館規則（平成十六年度九大規則第二百一号、最終改正平成十九年五月一日）

第二条 文書館は、九州大学（以下「本学」という。）に関わる法人文書等の資料を収集、整理、保存し、大学及

び大学の歴史に関する調査研究を行うとともに、その資料を学生、職員その他一般の利用に供することを目的とする。

・北海道大学大学文書館（二〇〇五年五月一日設置）

北海道大学大学文書館規程（平成十七年五月一日海大達第百七十一号）

第二条 大学文書館は、北海道大学（以下「本学」という。）の共同教育研究施設として、本学の保存期間が満了した法人文書及び本学の歴史に係る各種資料の収集、整理、保存、調査研究等を行い、閲覧、公開等の利用に供することを目的とする。

## 1 目的・業務の規定の仕方

東京大学史史料室を除いて、各館ではその規則（規程）において、目的を規定している。東京大学史史料室には目的規定がなく、業務規定があるのみである。東京大学の各種センターの規則を閲覧してみると、「全学センター」として位置づけられているセンターの規則には、目的規定が設けられている。大学史史料室と同じく「全学センター」として位置づけられていないハラスメント相談所、埋蔵文化財調査室の規則には、目的規定がなく業務規定があるのみである。東京大学史史料室規則に目的規定が欠けているのは、こうした学内における位置づけによるものかもしれない。しかしながら、組織が置かれているからにはその目的があるはずであり、その点を明確にするためにもその組織の規則において目的規定を設けるべきである。第一章でみたように、東京大学史史料室は「東京大学基本組織規則」によって規定されている組織ではなく、学内における位置づけが不確かである。「東京大学基本組織規則」

を設置根拠とする組織へ学内での位置づけを向上し、「東京大学史史料室規則」に目的規定を設けることは、今後の課題であろう。

目的規定と合わせて業務規定を設けているのは、名古屋大学文書資料室のみである。このため、同室の目的規定は他の国立大学アーカイブズとは異なった定義の仕方になっている。

以下では、これらの目的・業務がどのように規定されているか、各館を比較しながら検討していくことにする。

## 2 資料の名称

国立大学アーカイブズが取り扱う資料に関して、規則上どのように表現されているかについて、設置された年代順に検討する。

東京大学史史料室は、「東京大学百年史編集委員会によって収集された史・資料」「寄贈資料」「東京大学に関する各種資料・データ」に三区分されている。真つ先に「東京大学百年史編集委員会によって収集された史・資料」が掲げられているのは、同室が『東京大学百年史』の実務を担った百年史編集室を母体として設置されたことをよく示している<sup>11</sup>。続いて「寄贈資料の受け入れ、整理及び保管」を掲げているのは、同室が百年史編纂資料のみでなく、新たな資料の寄贈を受けることができることを示すためのものと考えられる。これは「寄贈」であるから東京大学自身を出自とする資料でなく、学内外の個人・団体等から寄贈されるものであるから、個人文書・私文書に相当するものであろう。「東京大学に関する各種資料・データ」については、「各種資料」と「データ」を併記している理由は判然としないが、「寄贈資料」を個人文書と解釈した上でこれに相当するものと考えてみると、法人文書や学内刊行物など、東京大学が組織として生み出してきた資料が相当するであろう。「東京大学に関する資料」と

包括的に示しているため、文書資料に限定せず、モノ資料も含めた東京大学に関するあらゆる資料を取り扱うことができることを示したものと考えられる。東京大学百年史編集委員長・東京大学史料室長を務めた寺崎昌男は、東京大学にアーカイブズを設置するための調査の成果として公刊した「大学アーカイブズ (archives) とはなにか」<sup>(12)</sup>において、大学アーカイブズが収集する資料を一〇種類に分類し、「基幹部分は(1)～(6)等の文書資料であるが、それに限定せず、(7)～(8)等の記念的物品、視聴覚資料の類も収集・保存するところに、大学アーカイブズの特徴がある。」と論じている。「文書」や「史料」でなく「資料」という用語を用いているのは、『東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究』（東京大学創立百年記念学術研究奨励金による学内共同研究 昭和五六・五七年度研究調査報告、一九八三年）や寺崎による研究成果を反映したものである。しかし、「寄贈資料」「東京大学に関する各種資料」と併記していることを考えると、「寄贈資料」は東京大学に関係しない資料と解釈する余地も残ってしまう。また、東京大学史料室に勤務していた中野実は、「百年史編集室を母体に、大学公文書及び関連史料の収集・保存・利用を恒常的に担う機関として、史料室が設置された。」<sup>(13)</sup>と論じているが、「大学公文書」（現在では法人文書）を収集資料の柱とすることは、現在の規則からは何うことが困難である。

京都大学文書館は、「京都大学の歴史に係る各種の資料」としている。「歴史」という限定は着いているものの「各種の資料」と包括的な定義となっている。京都大学文書館が対象とする資料は「保存期間が満了した学内の行政文書」「事務局や各部局で発行された印刷物」「学内外の個人・団体から寄贈・寄託される資料」の三つに区分されるが、<sup>(14)</sup>これらはいずれも「京都大学の歴史に係る各種の資料」に合致している。

東北大学史料館は、「本学の歴史に関係ある記念となる資料」としていた。京都大学文書館の「歴史」に加え、「記念となる」という語が加わっているのが特徴である。これは同館が記念資料室（一九六三年設置）を前身とし、

収集資料を「記念資料」と称していた（東北大学記念資料室資料収集規程第一条）ことの名残であろう。

広島大学文書館は、「本学にとって重要な文書」と「大学の歴史に関する資料」の二本立てである。同館の目的規定が難解で改善しなければならないことは、拙稿「広島大学文書館の設立経緯と現状」<sup>15</sup>において指摘したので、本稿で再び議論することは省略する。筆者は「本学にとって重要な文書」を半現用文書、「大学の歴史に関する資料」を非現用文書と個人文書等と解釈するのが適当であろうと考えている。筆者の解釈の可否は置いておくとしても、資料を「歴史」に限定していない点の特徴である。「広島大学法人文書の分類、保存、移管及び廃棄等に関する細則」第六条では「保存期間満了前の法人文書のうち、部局等の保有する本学の歴史に係る各種資料については、総括文書管理者が指定する場所として文書館に保存することができる。」と文書館が半現用文書の保存先となることが認められており、実際、広島大学文書館では、統合移転や国立大学法人化に関する半現用文書を保存している。

名古屋大学大学文書資料室は、目的規定では「本学の半現用及び歴史にかかわる文書並びにその他の記録」とし、業務規定においてより具体的に「本学の半現用の文書及びその他の記録（以下「大学文書」という）」と「本学の歴史にかかわる文書及びその他の記録（以下「記録史料」という）」としている。「半現用」という用語を用いているのが注目される。名古屋大学大学文書資料室規程において「半現用」という用語の概念規定を行っておく必要があることについては、拙稿「国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点」<sup>16</sup>において指摘した。この「半現用」は、「名古屋大学法人文書管理規程」第八条第三項「文書管理者は、保存期間が満了する前であっても、当面使用しない法人文書（半現用文書）について、資料室に保存を依頼することができる。この場合、当該法人文書の保存期間が満了するまでの間は、当該文書管理者が管理を行うものとする。」を受けて用いられている言葉である。これは、記録のライフサイクル論に基づき、文書管理支援を行うという方針を明示したものである。それを実現する



ために、名古屋大学大学文書資料室では「シームレス型記録管理」の開発に取り組んでいる<sup>17)</sup>。また、これまでの多くの国立大学アーカイブズが「資料」という用語を用いていたのに対し、同室では「文書」と「その他の記録」というように「文書」が中心であると明記している。同室は名古屋大学史資料室を改組して発足した組織であるが、改組にあたっては「従来の歴史資料館としての機能に加えて、公文書館的な機能をあわせ持つ施設」と位置づけられている<sup>18)</sup>。室名自体を「大学史」から「大学文書」へ変更しており、「文書」という言葉一つをとってみても、同室の「公文書館的な機能」への志向が読み取れる。「本学の半現用の文書及びその他の記録（以下「大学文書」という。）」は「公文書館的な機能」に、「本学の歴史にかかわる文書及びその他の記録（以下「記録史料」という。）」は「歴史資料館としての機能」に対応している。なお、「その他の記録」とあるが、これは公文書館法第二条「この法律において『公文書等』とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう」を参考にしたのではないかと思われる。地方自治体が設置するアーカイブズの規程でも「その他の記録」という表現は見受けられる。しかし「記録」とは文書のうち記録管理システムに組み込まれたもののみが記録なのであり、「その他の記録」という用語は改善する必要がある<sup>19)</sup>。

九州大学大学文書館は、「九州大学（以下「本学」という。）に関わる法人文書等の資料」としている。「資料」の内容として初めて「法人文書」と明記したことが注目される。同館の折田悦郎は、大学アーカイブズが集める資料は「親機関の生産（授受）した事務文書を中心にすべき」と主張しており、<sup>20)</sup>「法人文書等」はこのような折田の考え方を反映したものと思われる。「非現用」や「保存年限が満了した」といった言葉を用いていないので、現用文書や半現用文書に関与することも可能である（ただし、「九州大学法人文書管理規程」との整合性をとる必要があるが）。このように「法人文書等」と「資料」の内容を確定したのは九州大学大学文書館が最初である。しかし、

同館は大学史資料室と法人文書資料室とから構成されており、「法人文書等」では、大学史資料室が所管する資料が「等」としてしか示されていない。大学史資料室が所管する資料についても「法人文書」と併記して具体的に示す必要があるだろう。

北海道大学大学文書館は、「本学の保存期間が満了した法人文書及び本学の歴史に係る各種資料」としている。「本学の保存期間が満了した法人文書」と「本学の歴史に係る各種資料」の二本立てで明確に定義しており、わかりやすい。「保存期間が満了した」と限定しているので、現用文書や半現用文書に關与する余地はない。

### 3 収集・整理・保存

ここでは、資料の収集・整理・保存に関する事項がどのように規定されているのかをみていく。

#### 収集

「収集」という用語は、全ての国立大学アーカイブズで使用されている。ただし、東京大学史史料室では、寄贈資料についてはそれに対応して「受け入れ」という用語を使用している。

また、広島大学文書館では、「本学にとって重要な文書」については、「収集」およびそれに相当する用語を使用していない。これは、「文書館は広島大学の他部局が作成した文書の移管を受けるため『収集』という言葉は使用していない」<sup>(2)</sup>ためである。「本学にとって重要な文書」が半現用文書に相当するであろうことは先述した。名古屋大学大学文書資料室の業務規定においては、「本学の半現用の文書及びその他の記録（以下「大学文書」という。）の管理並びに評価選別に関すること。」とあり、やはり「収集」という用語は用いられていない。広島大学文書館

よりも文意は適格・明快である。これも半現用文書を取り扱う上で、「収集」という用語は不要であることを示している。なお、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修『文書館用語集』<sup>22</sup>には、「収集」は立項されておらず、「収集基準」「収集作業」「収集文書」が立項されている。このうち、「収集作業」については、「文書館等の施設に資料を受け入れるための作業。(中略)所蔵者宅からの場合は寄贈・寄託等、行政文書の場合は引継・移管等の手続がなされる。」とある。これは作業について論じたものであるが、引継・移管も「収集」に含まれていると理解しているようにも解釈できる。しかし、用語としては、寄贈・寄託等による「収集」と行政(法人)文書の「移管」とは区別しておいた方が文書館の目的・業務が明確になり望ましいと考える<sup>23</sup>。

## 整理

「整理」という用語は、全ての国立大学アーカイブズで使用されている。ただし、東北大学史料館は「整理保存」と、「整理」と「保存」が一体化した用語を使用していた。

名古屋大学大学文書資料室では、「本学の歴史にかかわる文書及びその他の記録(以下「記録史料」という。)」<sup>24</sup>については「収集、整理」を用いているが(しかもその前に「継続的な」という語が挿入されている)、「本学の半現用の文書及びその他の記録(以下「大学文書」という。)」<sup>25</sup>については、「管理」であって「整理」を使用していない。これは、同室が志向している現用段階からアーカイブズに到るまでの切れ目のない記録管理である「シームレス型記録管理」を規定上においても表現したものと考えられ、特徴的な事象である。また、これは第一章において指摘したことであるが、同室が「教育研究又は管理運営を全学共通に支援する施設」として位置づけられていることの反映とも考えられる。

## 保存

「保存」という用語は、東京大学史史料室以外で使用されている。東京大学史史料室では、いずれの資料についても「保存」でなく「保管」という用語を使用している。なお、東北大学学術資源研究公開センター規程では「保管」が使われているが、東北大学史料館設置規程では「整理保存」という用語が用いられていた。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修『文書館用語集』によると、「保管」とは「物理的な所有に基づく資料の世話をする責任。保管とは必ずしも法令上の所有権あるいは記録へのアクセスの統制権限を含まない」とある。ここでは、「保管」では、「記録へのアクセスの統制権限を含まない」とあることに注意しておきたい。「保管」だと自ら主体的に資料の公開非公開等を判断する権限がないこともあり得るのである。したがって、「保管」でなく「保存」とする方が望ましい。ちなみに、『文書館用語集』では、「保存」については、「資料の損傷や劣化を防ぐために、維持し保護していく全行程とその作業のこと。そこには損傷を受け劣化した資料を扱う過程も含まれるし、たとえばマイクロフィルムへと情報を移管するような行為も含まれる。」としている。

また、名古屋大学大学文書資料室では、「本学の半現用の文書及びその他の記録」については、「保存」でなく「管理」という用語を使用している。その理由は「整理」の項でみたのと同じであろう。

## 4 公開

資料の公開や利用に相当する用語は、各大学によって異なっている。「閲覧」は東京大学史史料室・京都大学大学文書館・北海道大学大学文書館、「公開」は広島大学文書館・名古屋大学大学文書資料室・北海道大学大学文書館、「利用に供する」は東北大学史料館・九州大学大学文書館・北海道大学大学文書館、「活用」は名古屋大学大学文書

資料室で用いられている。

## 閲覧

北海道大学図書館は、「利用に供する」の例示として「閲覧」をあげているので、ここでの考察からは除外する。京都大学大学図書館が「閲覧」としていることについては、すでに拙稿「国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点」において、複写物の交付を行えない、展示を行えない等の疑問を呈しておいたので、ここでは再論しない。

東京大学史料室は、「史料室は、前項に定める資・史料等を別に定めるところにより、東京大学の教職員等に閲覧させることができる。」としている。まず閲覧できる対象であるが、「東京大学の教職員等」を主たる利用者として念頭に置いている。「等」が具体的に何をさすのかはこの規則のみからでは分からないが、同室が「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令」第一条に基づいて「保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして総務大臣」の指定を受けていることを考えると、「等」は東京大学構成員に限らず国籍年齢等を問わない一般ということになるであろう。一般公開していることを規定上明記するのが望ましい。また「閲覧させることができる」と恩恵的に閲覧が認められているように読める。同室の谷本宗生によると、「東京大学史史料室は、総務省が指定する日本の『歴史的・文化的・学術研究用史料の保管施設』のひとつであり、学内外の関係者に限らず、広く『一般の利用』に供することを目的としている<sup>24</sup>」とのことである。そうであるなら、なおさら情報公開法との整合性をとるといった観点からも、閲覧者に何ら制限を設けず一般公開していることが読み取れる規則に改正することが望ましい。

なお、国立公文書館では、二〇〇一年四月に独立行政法人となったことに伴い、「独立行政法人国立公文書館利

用規則」を定めた。この利用規則では、「利用年齢制限（二〇歳以上）及び利用目的制限（学術研究又は調査）を撤廃し、年齢及び利用目的に関係なく歴史公文書等を利用できる」ことになった。<sup>(25)</sup> 大学アーカイブズにおいても、年齢及び利用目的を制限しない方が望ましい。

## 公開

広島大学文書館は、「大学の歴史に関する資料」を「公開」するとあるが、「本学にとって重要な文書」については「公開」は館の目的とはなっていない。これは、「情報公開法に基づく現用文書の公開は他部局の業務であるため」である。<sup>(26)</sup>

北海道大学文書館は、「閲覧、公開等の利用に供する」としている。すると、ここでの「公開等」は、閲覧を除いたものということになり、広島大学文書館の「公開」よりも狭い範囲のものである。北海道大学文書館の「公開」が具体的に何をさすのかをここで明らかにすることはできないが、展示・貸出し等のことであろうか。

名古屋大学文書資料室の場合は、目的規定に「本学情報の公開に積極的に対応する」とあり、広島大学や北海道大学のような所蔵資料の公開以上の広い意味を持ったものになっている。同室の山口拓史によると、この設置目的の特徴は「名古屋大学に関わる情報の公開を積極的に行うために大学文書資料室を設置したとされる点」にあり、「情報公開」の「行政機関等から自主的に提供される広報、あるいは法令などに求める公表も含める」という意味の機能を大学文書資料室が担うことを示したものである。<sup>(27)</sup> 他の大学アーカイブズにはみられない名古屋大学大学文書資料室固有の機能を示した言葉である。

## 利用に供する

九州大学大学文書館は、「学生、職員その他一般」と利用の対象を明記している。「学生、職員」と学内構成員を利用対象として明記していることが特徴的である。東北大学史料館・北海道大学大学文書館は利用の対象を明示してはいないが、情報公開法との整合性を考えるならば、「一般」ということになるであろう。この場合「一般」には学生・教職員といった大学構成員も含まれる。

公文書館法第一条には、「この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。」とあり、「利用に供する」という目的規定には公文書館法の影響があるのではないかと考えられる。なお、国立公文書館法第十一条第一項は国立公文書館の業務の一つとして、「第十五条第四項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。」と利用の対象を「一般」と明記している。

## 活用

名古屋大学大学文書資料室の業務規定では、「閲覧」「公開」「利用に供する」といった用語でなく、「活用」を用いている。この点については、拙稿「国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点」において論じたので繰り返すことは避けるが、筆者は「公開」とする方が適当であろうと考えている。

## 展示

展示活動を実施している大学アーカイブズは多いが、「展示」を目的・業務規定に明記している事例は存在しない。

「公開」「利用に供する」「活用」としている場合はそれらの中に「展示」は含まれると考えられるが、「閲覧」のみであると展示を行う根拠は薄弱である。公文書館法の解釈の要旨は、公文書館法第三条の「利用」について、「『利用』とは、展示、貸出等も考えられるが、基本的には閲覧である」としている。本項の冒頭で述べたように、現在の国立大学アーカイブズに公文書館法は適用されないが、「利用」「公開」の中核はやはり「閲覧」である。しかし、「閲覧」のみであると業務が限定されてしまい、目的規定としてはふさわしくない。

## 5 調査研究

京都大学大学文書館、名古屋大学大学文書資料室、九州大学大学文書館、北海道大学大学文書館は、館の目的・業務として「調査研究」をあげている。名古屋大学大学文書資料室は、「大学文書及び記録史料」、九州大学大学文書館は「大学及び大学の歴史」と「調査研究」の対象を限定している。九州大学大学文書館の場合だと、アーカイブズ学や記録管理学に関する「調査研究」を行うことはできない。なお、公文書館法第四条には「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする。」とあり、「調査研究」という語を用いるのは公文書館法の影響ではないかと想像される。

広島大学文書館は、「調査研究」でなく「教育研究」という用語を用いている。目的・業務規定で「教育」をうたっているのは広島大学のみである。「調査研究」としている大学アーカイブズもほとんどが「自校史教育」などの教育活動を行っているが、その根拠を目的・業務規定に見出すことはできない。「教育研究」機関である大学のアーカイブズの目的・業務には「教育」を明記しておくことが望ましい。

東北大学史料館には、「調査研究」ないし「教育研究」に相当する目的は明記されていない。館として現に行つ



ている研究活動・教育活動の根拠を示す上でも、「教育研究」を目的規定に明記したいものである。

## 6 その他

東北大学史料館は、旧規程で「本学の歴史に関する理解を深め、もって本学及び學術の発展に寄与することを目的とする」としていた。「本学の歴史に関する理解を深め」とあるのは、「文書館」ではなく「史料館」という館名の性格を反映してのものであろう。東北大学学術資源研究公開センター規程第二条の目的規定に記されている「本学の歴史に関する資料」は、史料館の所蔵資料をさすのであろう。本規程では、「もって学内の教育研究に資する」とともに、広く一般に公開して社会教育の振興に寄与することを目的とする」とある。博物館・植物園と機構上統合したため、史料館も「社会教育」機関として位置づけられている。これは他の大学アーカイブズにはみられないことである。

また、「評価選別」はアーカイブズの根幹業務の一つであるが、これについては名古屋大学大学文書資料室の業務規定にしかみられない。他大学も規程内に明記したいものである。

なお、地方自治体が設置するアーカイブズでは、条例等に「歴史等編さん」を規定しているところがあるが、国立大学アーカイブズで大学史編纂を目的・業務に規定しているところはない。東北大学では、史料館とは別個に百年史編纂室を設置している。ただし、広島大学では五十年史編集室が閉室された後、同室を引き継いだ文書館設立準備室および文書館で『広島大学五十年史』の編纂業務を実施した。「広島大学文書館規則」に大学史編纂は館の目的・業務として明記されていないが、文書館設置の経緯から文書館の本来的業務と並行して大学史を編纂したのであった。

## 7 情報公開法と個人情報保護法

本章の最後に、情報公開法および個人情報保護法との関係について述べておく。近年の国立大学におけるアーカイブズの整備には、情報公開法の制定・施行が追い風となつてきていることは間違いない。日本初の本格的な大学アーカイブズと評されている京都大学大学文書館設置の契機の一つは情報公開法への対応であり、東北大学記念資料室の史料館への改組や広島大学文書館設置にあつても、情報公開法の施行は大きな要因であつた。<sup>29</sup> 広島大学文書館の場合、その設置にあつて評議会で承認された文書である「広島大学文書館設置構想」では、「文書館は、『広島大学行政文書管理規程』第八条第二項および『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』第四十条に基づき設置し」と明記している。<sup>30</sup> 関係する条文は以下のとおりである。

広島大学行政文書管理規程（平成十三年二月二十一日規程第七号）

第八条 2 前項の規定により、原則として廃棄するものとされている行政文書のうち、本学にとって歴史的、学術的に貴重な文書の取扱いについては、学長が別に定める。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年五月十四日法律第四十二号）

第四十条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適切にかつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に務めるものとする。

この間に国立大学は法人化し、学内の文書管理規則や適用される法律も行政機関の保有する情報の公開に関する法

律から独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に変わったが、「広島大学文書館規則」には、学内の法人文書についての定めである「広島大学法人文書管理規則」や「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて設置されている、あるいはそれらに対応することを目的とするとは明記されていない。この点は、広島大学のみならず、全ての大学に共通している。また、広島大学文書館は、個人情報保護法に対応する文書管理の最終部局となることを目指しているが<sup>331</sup>、この点についても規則上に明記されていないことは、情報公開法と同様である。

## おわりに

国立大学アーカイブズの目的・業務規定を通覧してみると、同じ国立大学とはいえ、各館の性格や戦略によって、規定の仕方は多様性を有するものであった。また、新しい組織ほど次第に規程が整備されている印象を受ける。目的規定を持たない東京大学史料室をひとまずおいておくと、最も古い京都大学文書館が「京都大学に、京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究を行うため、大学文書館を置く。」と包括的な規定だったのに対して、最も新しい北海道大学文書館は「大学文書館は、北海道大学（以下「本学」という。）の共同教育研究施設として、本学の保存期間が満了した法人文書及び本学の歴史に係る各種資料の収集、整理、保存、調査研究等を行い、閲覧、公開等の利用に供することを目的とする。」と対象資料や活動について具体的に明示するようになってきている。法人文書が国立大学アーカイブズの中核資料の一つであることが、規則上に明記されるようになったのも大きな前進である。

一方で、館の活動全てを目的規定に書き込むと、煩雑な文章になりかねない。広島大学文書館規則第二条「文書館は、広島大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設として、本学にとって重要な文書の整理・保存並びに大学の歴史に関する資料の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。」のように、どのようにも解釈できる文章になる恐れもある<sup>(32)</sup>。その点でいうと、名古屋大学文書資料室規程のように、目的と業務について別個に規定するのが望ましい。名古屋大学文書資料室の目的規定は、資料の「収集」・「整理」・「保存」といった他の国立大学アーカイブズの目的規定に共通して使用されている用語を用いていないのは特徴的であるが、これはそれらを業務規定において規定しているため可能となるのである。

また、同じ国立大学アーカイブズとはいえ、各大学や各館の成り立ちや活動状況を反映して、規則にも特徴が現れている。西山伸は国立大学の特徴的なアーカイブズとして広島大学文書館と名古屋大学文書資料室について紹介し、「いずれにしても広島大学や名古屋大学の試みは、大学アーカイブズの役割について一石を投じるものとなる可能性を持っている<sup>(33)</sup>」と指摘しているが、広島大学と名古屋大学の規則は半現用文書への関与を認めているなど个性的であり、その業務の裏付けとなるものであった。特に「半現用」と明記している名古屋大学の事例は明快である。目的・業務を規則上どのように規定するかということは、その組織がどのような活動をするのかを表明しているものであり、実態と乖離することなく適切に規定しなければならぬ。

本稿は既設の国立大学アーカイブズの設置根拠および目的・業務規定について冗長な考察に終始した。今後は、この目的・業務規定と各アーカイブズの活動の実態について調査を進めていきたい。本稿は各国立大学アーカイブズ規則について、いたずらにあげつらうことになってしまった。各国立大学アーカイブズ関係者への非礼をお詫びするとともに、今後国立大学アーカイブズを設立するにあたって本稿が何らかの参考になることを願って、摺筆す

ることとする。

## 注

- (1) まとまったものとしては、全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』京都大学学術出版会、二〇〇五年、がある。この他にも、各大学アーカイブズに勤務する教職員たちによって、大学アーカイブズに関する論文も執筆されている。
- (2) 鈴江英一『近現代史料の管理と史料認識』北海道大学図書刊行会、二〇〇二年、初出一九九二年。
- (3) 国立大学アーカイブズにおける「定員」、「学内措置」問題については、寺崎昌男「大学アーカイブズと大学改革―回想・状況・意義―」寺崎昌男『大学教育の可能性―教養教育・評価・実践―』東信堂、二〇〇二年、初出二〇〇一年、折田悦郎「国立大学アーカイブ私論―現状と課題―」平成一四・一五年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)研究成果報告書『大学アーカイブス機能についての基礎的研究―「大学改革」との関連において―』二〇〇四年、参照。京都大学大学文書館の場合、学内措置であるにもかかわらず定員措置をとっていた。この点においても、初めて「大学文書館」と名乗った京都大学大学文書館の設置は画期的であった。岸本佳典「京都大学大学文書館設置の舞台裏」『広島大学史紀要』五、二〇〇三年、参照。
- (4) ただし、京都大学大学文書館の場合は、概算要求では要求した金額以上にはつかないことをデメリットととらえ、学内措置のメリットを生かそうとした。他の組織とは異なる独自の戦略であった。岸本佳典「京都大学大学文書館設置の舞台裏」(前掲)参照。
- (5) 中野実「百年史編集室から大学史史料室へ―改組の経緯と現況を中心にして―」中野実『大学史編纂と大学アーカイヴズ 野間教育研究所紀要第四五集』二〇〇三年、初出二〇〇〇年。
- (6) 公文書館法と大学史資料との関係について論じたものに、中川寿之『公文書館法』の制定と大学史資料の保存問題』寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる―沿革史編纂必携―』東信堂、一九九九年、初出一九八九年、がある。
- (7) 山口拓史「大学文書資料室と法人文書管理支援―シームレス型記録管理の試み―」『名古屋大学大学文書資料室紀要』一三、二〇〇五年。

- (8) 名古屋大学には、「総長、理事及び副総長がつかさどる名古屋大学（以下「本学」という。）の運営を支援する組織」について定めた「名古屋大学運営支援組織規程」が存在するが、大学文書資料室は「運営支援組織規程」でなく、「教育研究組織規程」に規定される組織である。
- (9) 類似施設では、「東京大学埋蔵文化財運営委員会規則」に続いて「埋蔵文化財調査室規則」が掲載されている。
- (10) 中野実「百年史編集室から大学史史料室へ―改組の経緯と現況を中心にして―」（前掲）。
- (11) 東京大学史史料室については、中野実『大学史編纂と大学アーカイブズ 野間教育研究所紀要第四五集』（前掲）第二部第一章「大学アーカイブズをめぐる―」所収の諸論考を参照。
- (12) 寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる―沿革史編纂必携―』（前掲）、初出一九八三年。
- (13) 中野実「大学史編纂と史料の活性化―東京大学史史料室の紹介―」中野実『大学史編纂と大学アーカイブズ 野間教育研究所紀要第四五集』（前掲）、初出一九八九年。
- (14) 西山伸「京都大学大学文書館―設置・現状・課題―」『研究叢書第三号 大学アーカイブズの設立と運営―二〇〇一年度総会および全国研究会の記録 於・神奈川大学―』全国大学史資料協議会、二〇〇二年。法人化後は、「行政文書」は「法人文書」と読み替えることになる。
- (15) 『広島大学文書館紀要』七、二〇〇五年。
- (16) 『広島大学文書館紀要』八、二〇〇六年。
- (17) 山口拓史「大学文書資料室と法人文書管理支援―シームレス型記録管理の試み―」（前掲）。
- (18) 山口拓史「大学文書資料室と法人文書管理支援―シームレス型記録管理の試み―」（前掲）。
- (19) 菅真城「広島大学文書館の設立経緯と現状」（前掲）。
- (20) 折田悦郎「国立大学アーカイブ私論―現状と課題―」（前掲）。
- (21) 菅真城「広島大学文書館の設立経緯と現状」（前掲）。
- (22) 大阪大学出版会、一九九七年。

(23) シェレンバークの *Modern Archives, Principles and Techniques* の抄訳 (『公文書と公文書館』(公文書保存制度等連絡会議資料第五号)には以下の記述がみられる(引用は鈴江英一「わが国の公文書館における公文書の引継移管手続きと収集基準について」鈴江英一『近現代史料の管理と史料認識』(前掲)、初出一九八九年、による)。

「図書館は収集機関であるのに(対し)、公文書館は受入機関なのである。公文書館は〔略〕奉仕する機関による作成された素材〔原文は、material〕ではないかと思われる。資料と訳すべきか。―鈴江註〕を保管する目的をもって設置されている。原則として購入とか寄贈とかによって素材を取得することには重要度をかけてはいない。〔略〕これは傍線を引いて置くべきことであるが、公文書館というものは素材を収集しないものである。この点は、サー・ヒラリー・ジェンキンソンによって非常に明らかになっている。同氏は、公文書は、収集されるものではない。もしこの重要な事柄を確立させるためだけならば、私は「収集」なることばが、古文書家の用語の内から抹殺できたらよいと望んでいる」。

鈴江はこの引用に続いて、「古」文書・古記録等私文書を所蔵するためには収集が必要と主張し、「とはいえ、文書館が「親」機関から公文書を移す業務は文書館にとって、最も重要な「収集」といべきか否かは別として)である。また、そのための方法が各機関で制度化されている。本章の表題ともなっている「引継」「移管」という文言自体、後述するように、制度化された手続きの中の位置づけを持った用語である。さらに付言すれば、文書館へ引継移管される以前の公文書は、各機関の中で、多く「文書管理」という名称で、制度的に管理されている。」と論じている。

(24) 谷本宗生「東京大学史料室と中野実の活動について」『近代日本研究』二三、二〇〇六年。

(25) 独立行政法人国立公文書館業務課「独立行政法人国立公文書館利用規則について」『アーカイヴズ』六、二〇〇一年。

(26) 菅真城「広島大学文書館の設立経緯と現状」(前掲)。

(27) 山口拓史「大学文書資料室と法人文書管理支援―シームレス型記録管理の試み―」(前掲)。

(28) 鈴江英一「地方文書館における業務の構築について―都道府県立文書館設置条例等の規定を中心とした考察―」(前掲)。

(29) 全国大学史料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』(前掲)の「第二部大学アーカイヴズのいま」の各施設紹介を参照。

(30) 「広島大学文書館の設置関係文書」『広島大学史紀要』五、二〇〇三年。

(31) 小池聖一「国立大学法人化のなかの大学文書館―広島大学文書館の設立とその問題点―」『京都大学大学文書館研究紀要』三、二〇〇五年。

(32) 菅真城「広島大学文書館の設立経緯と現状」(前掲)。

(33) 西山伸「『大学アーカイヴズ』の現状と今後」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』(前掲)。

〔付記〕

本稿校正中に、清水善仁「大学アーカイヴズ理念論序説―S A Aガイドラインを手掛かりに―」『京都大学大学文書館研究紀要』六、二〇〇八年、に接した。本稿で取り上げた七つの国立大学アーカイヴズの規則について、理念的考察がなされている。御参照願いたい。

(かん・まさき 大阪大学文書館設置準備室)